

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年9月1日 第18号
件 名	文京区における「まちづくり」の理念を明確にし、 みどり豊かで閑静な住環境を守る「文の京」まち づくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には「文の京」総合戦略や「文京区まちづくり推進要綱」など、「まちづくり」に関連した戦略・条例・要綱等はあるものの、区としての「まちづくり」の定義や基本理念は明確に打ち出しておらず、総合的な「まちづくり基本条例」がありません。

「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を策定することで、建築紛争が完全になくなるものではありませんが、ひとつひとつの建築紛争が地元区民に与える多大な苦痛と苦難、費用負担に鑑みれば、紛争が少し収まってきている程度の認識で満足することがあってはならず、「できることは全てする」という高い志が欠かせないことは言うまでもありません。

また、ここで言う「文の京」まちづくり基本条例（仮称）は単なる理念条例ではなく、また単に規制を強化するというものでもなく、事前周知や紛争防止、より有効的で実効性のあるあっせん・調停の仕組みやルールづくりなどソフト面の改善や改革、あり方の工夫も含めたものであり、そのことは全国市区町村の既存の「まちづくり基本条例」を少し調べれば簡単に理解できるものであり、そうした「一步先行く」自治体の事例を参考に、「文の京」にふさわしい条例をつくるものであり、それによって単に合法であるか適法であるかによって開発が進められてしまうことに対する抑止にもなると考えます。

インドのマハトマ・ガンジーが説いた「七つの社会的罪」のひとつに「理念なき政治」がありますが、「戦略」だけあって「理念なきまちづくり」もまた、都市計画分野における「社会的罪」と言えるのではないかと思います。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「マスタープラン」や「総合戦略」の見直しと併せ、安全・安心な住環境や子育て・教育環境の方向性も盛り込みつつ、令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討してください。